



2025年9月16日

各位

会社名 株式会社 Birdman  
代表者名 代表取締役社長 吉川 元宏  
(コード番号:7063 東証グロース)  
問合せ先 社長室長 兼IR室長 田中 雄希  
(TEL 03-6865-1322)

## 第8回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、2025年9月16日開催の取締役会において、KANDB INVESTMENT L.L.C.(以下「KANDB」という。)が保有する第8回新株予約権(2025年1月6日発行)の一部譲渡を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2024年12月5日発表「第三者割当による新株式発行、第8回新株予約権の発行及び主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、2025年1月6日を割当日として総数150,000個(1個あたり100株)の第8回新株予約権を発行いたしました。

当社は、再生に向けた事業構築にあたり、再生スケジュールの早期着手と当社が必要としている資金需要を満たす資金の確保が必要不可欠と考えております。また、2025年6月期決算期末において上場維持基準(純資産基準)について適格には至る見通しとなりましたが、未だ収益力の構築ができていない状況であることに加え、2025年8月26日付公表「2025年6月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する会社法招集通知の監査意見不表明に関するお知らせ」に記載のとおり、会計監査人による独立監査人の監査報告書に記載のとおり、今後の資金繰りが不透明である旨の指摘を受けております。

この状況を踏まえ、当社からKANDBに対して早期の一括での権利行使を打診したところ、新株予約権については、KANDBの保有方針は、一定数を行使しつつ、市場売却によって得た利益を元に改めて行使を行う予定であり、且つ、一括で権利行使した場合、行使後短期間で大量売却をすれば、株価が下落することが懸念されることから、市場価格、出来高にできるだけ配慮し、一般投資家の利益を損なわないように市場の状況に応じた一定規模で行使する予定であるとの説明がありました。

その経緯を踏まえ、現状1社にて一括で大量に行使を行うことの流動性におけるリスク及び大量に売却を行うことにより市場の混乱が生じる可能性を回避すること、また当社が必要としている資金需要を満たすことを目的として、当社事業にご理解をいただいた事業者及び個人に分散して本新株予約権の一部を譲渡してはどうかという提案を当社からKANDBに打診したところ、KANDBから賛同が得られることとなりました。その経緯から、当社から譲渡の相手先を紹介することで合意いたしました。当社としては、譲渡先に本新株予約権が譲渡されることで、より確実に早期に新株予約権が行使されることで、上場維持基準(純資産基準)維持の蓋然性が高まることに賛同し、譲渡の承認に至ったものであります。

現在、KANDBは未行使の新株予約権42,500個(4,250,000株)を保有しており、譲渡する新株予約権の数は7,000個となり、引き続きKANDBが保有する未行使の新株予約権の数は35,500個となります。

本新株予約権を発行する際、KANDBの保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針でありました。また、新株予約権につきましては、基本的に行使するまで保有する方針ですが、当社の取締役会の承認が得られた場合には売却する可能

性もあるとしておりました。

なお、譲渡予定先に関して、反社会的勢力であるか否か、もしくは反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、2025年1月6日発行の第8回新株予約権割当前に、第三者機関であるリスクプロ株式会社（東京都港区芝大門二丁目11番8号、代表者 小坂橋 仁）に調査を依頼し、譲渡先に関する反社会的勢力などの関与事実がない旨の報告書を受領いたしております。

当社としては、譲渡先に本新株予約権が譲渡されることで、より確実に早期に新株予約権が行使される蓋然性が高まることに賛同し、譲渡の承認に至ったものであります。

本件新株予約権の譲渡予定先である個人に関しては、以下のとおりであります。

#### 譲渡予定先

藤吉 修崇氏

藤吉修崇氏は、弁護士法人ATB（所在地：東京都港区浜松町二丁目7番16号）の代表弁護士であり、当社代表取締役である吉川元宏が以前より会社経営に関する法律相談で旧知であった関係であります。その経緯から、2024年7月29日付で実施された当社第7回新株予約権の譲渡を今回同様行った経緯があります。また、その際に引き受けていただいた経緯を起点として、2025年1月6日発行の当社第8回新株予約権の割当先であります。

権利行使に際して必要な払込原資に関しましては自己資金であり、通帳の写し（2025年9月10日が最終取引日）にて確認し、譲渡される予定の新株予約権をすべて権利行使する金額を満たしております。なお、権利行使については、早期に行う予定であります。また、投資方針につきましては、純投資目的であり、保有方針に関しましては長期保有で考えておりますが、市場動向を勘案しながら売却する可能性がある旨を口頭で確認しております。

#### 2. 新株予約権の譲渡内容

(1)	譲渡先	藤吉 修崇
(2)	譲渡承認日	2025年9月16日
(3)	譲渡日	2025年9月16日予定
(4)	譲渡個数(1個 100株)	7,000個 (700,000株)
(5)	譲渡金額	新株予約権1個につき450円

※本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要領に変更事項はありません。

#### 3. 譲渡先の概要

藤吉修崇氏

(1) 住所	山梨県甲府市	
(2) 職業の内容	弁護士法人ATB 代表弁護士	
(3) 当社との関係	資本関係	当社株式 82,800株及び第8回新株予約権 1,000個を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

注1. 本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要領に変更事項はありません。

注2. 本件譲渡は、新株予約権の売出しに該当し、有価証券通知書を提出しております。

#### 4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考) 当社第8回新株予約権の概要

(1)新株予約権の割当日	2025年1月6日		
(2)新株予約権の総数	150,000個(新株予約権1個につき100株)		
(3)発行価額	総額67,500,000円(新株予約権1個当たり450円)		
(4)当該発行による潜在株式数	15,000,000株		
(5)調達金額の額	2,317,50,000円		
	内訳	新株予約権発行による調達額	67,500,000円
		新株予約権行使による調達額	2,250,000,000円
(6)行使価額	1株当たり金150円(固定)		
(7)募集又は割当の方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による		
		ネクスタ匿名組合	62,800個(6,280,000株)
		KANDB INVESTMENT L.L.C	52,500個(5,250,000株)
		株式会社 YourTurn	52,500個(5,250,000株)
		戸谷松一	1,400個(140,000株)
		藤吉修崇	1,400個(140,000株)
		松原明男	500個(50,000株)
(8)権利行使期間	2025年1月6日から2027年1月5日		

注. 2025年1月6日払込期日となっていた第三者割当による新株式発行分(900百万円)につきましては、払込期日に払込が完了し、当初の資金使途は、「運転資金500百万円」、「M&A及び資本業務提携資金400百万円」としておりましたが、2025年3月19日公表の「調達資金の資金使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」に記載の「運転資金500百万円」、「M&A及び資本業務提携資金100百万円」、「短期借入金返済170百万円」及び「長期借入金返済130百万円」に記載のとおり、それぞれ分別管理の上、充当されております。

以上